

保全 ニュース 九州

第12号 (2006年4月)

目次

- 官庁施設保全連絡会議のお知らせ
- 地球温暖化防止のための政府実行計画
- 官庁施設の利用の手引き
- 誘導灯の不具合情報
- お済みですか？建築物等の法定点検



官庁施設保全連絡会議のお知らせ

～ブロック会議を5月に、各県の会議を6月に開催します～

九州地区官庁施設保全連絡会議日程

地区名	開催日	開催地	会場名
○九州ブロック	5月25日(木)	福岡市	第三博多借成ビル
○福岡・佐賀	6月27日(火)	福岡市	第三博多借成ビル
○長崎	6月23日(金)	長崎市	ウェルシティー長崎 (長崎厚生年金会館)
○熊本	6月20日(火)	熊本市	パレア (熊本県民交流館)
○大分	6月28日(水)	大分市	アイネス (大分県消費生活・男女共同参画プラザ)
○宮崎	6月29日(木)	宮崎市	J・A・A Z Mホール
○鹿児島	6月21日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎会議室

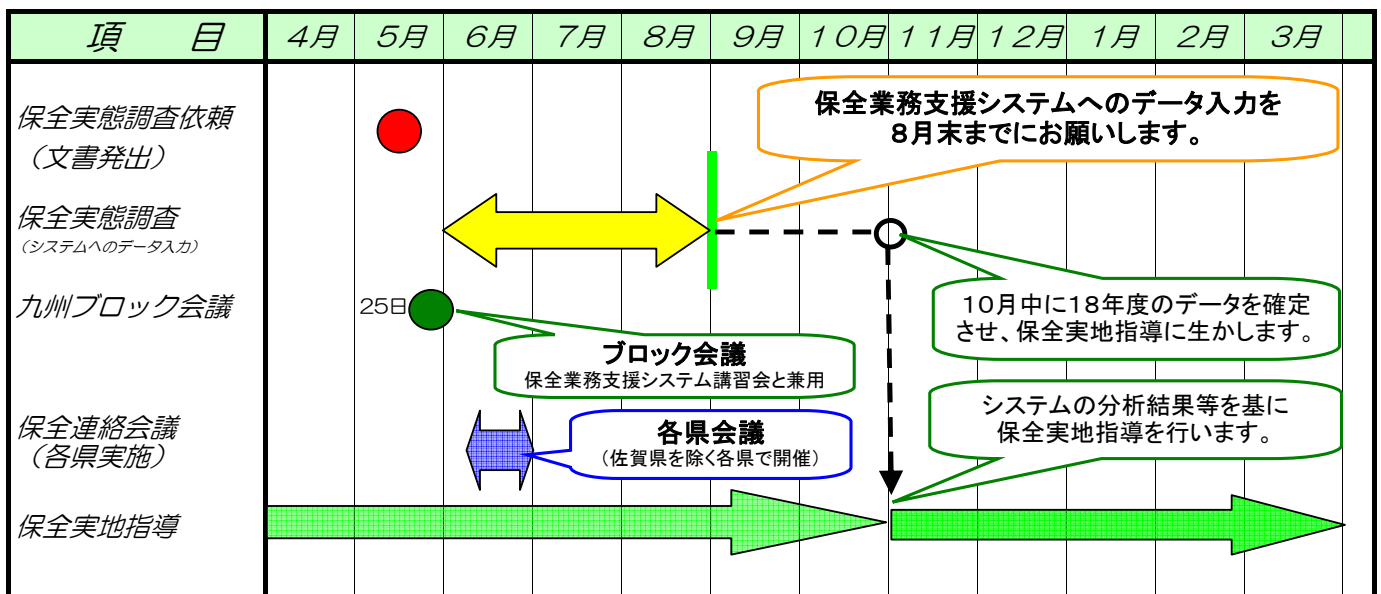
※九州ブロック及び福岡・佐賀地区は保全指導・監督室が主催、長崎地区は長崎営繕事務所が主催、熊本及び大分地区は熊本営繕事務所が主催、宮崎及び鹿児島地区は鹿児島営繕事務所が主催します。(主催者より別途、文書にて案内します。)

平成17年度は、建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正による建築物等の法定点検、保全の基準に基づく点検、保全業務支援システムを利用した保全実態調査等、保全業務を担当される皆様にとって多忙な一年だったのではと思います。

本年度は、保全実態調査の時期を6月～8月に予定していること等により、国家機関等の保全責任者を対象とした九州ブロック官庁施設保全連絡会議を5月に、国家機関等の施設保全担当者を対象とした各県単位の九州地区官庁施設保全連絡会議を6月に開催します。

会議の内容は、保全行政の動向、保全業務支援システムの活用方法、地球温暖化対策、その他を予定していますので参加くださいますよう、お知らせします。

《平成18年度の保全関係スケジュール(予定)》



地球温暖化
防止のための

政府実行計画

～取組み強化に向けて技術的な協力を実施しています～

「地球温暖化防止のための政府実行計画」※は、地球温暖化対策推進法に基づき、「京都議定書目標達成計画」とともに平成17年4月に閣議決定されたものです。

「政府の実行計画」では、政府の全ての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を平成18年度末に、平成13年度比で7%削減することが目標として設定されています。

しかしながら、平成16年度の実績では、0.8%削減という状況であり、目標の達成に向けてより一層の取組強化を行うことが3月13日に開催された地球温暖化対策会議幹事会で決定され、各組織・施設ごとに平成18年度の温室効果ガス削減計画を作成し、組織的に取り組むこととなりました。

営繕部では、施設の利用に伴って排出される温室効果ガスの排出抑制を推進するために、各府省からの要請を受けて、施設の温室効果ガス削減計画の作成・推進に関する技術的な協力を実施しています。

具体には、光熱費データの分析・解析、「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を用いた運用改善、省エネ改修による削減量の算定等のアドバイスをを行います。

詳しくは、担当窓口までご連絡ください。

担当窓口：九州地方整備局営繕部計画課 092-476-3535（ダイヤルイン）

※正式名称：「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」

政府実行計画の 取組強化について

地球温暖化対策推進本部幹事会(第15回)

(平成18年3月13日
官房長官+環境大臣+各省局長級)

7%削減目標の徹底を指示

省単位に加え、組織・庁舎単位の目標を設定

毎月、排出実績を把握し、対策強化に反映

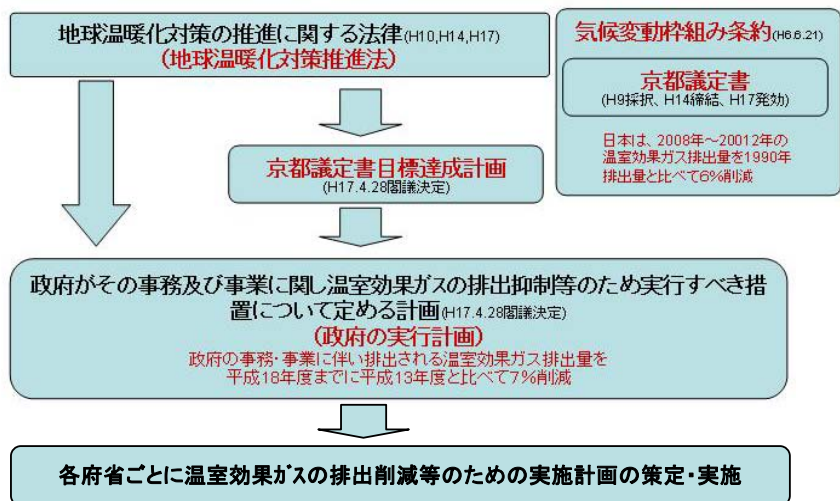
組織的な省エネ取組の励行（責任者、手順等をきちんと定めて実施）

建物や設備の思い切った改修（例：窓を二重窓に、照明のインバーター化）

電力購入契約の改革（環境配慮型入札の検討）

目標を達成できなかった省庁は、19年度以降の次期計画で超過分を追加的に削減

地球温暖化対策の 枠組み



地球温暖化対策に
寄与するための

官庁施設の利用の手引き

～省エネルギー・省CO2に活用を～

本手引きは、官庁施設の管理者や入居者が日常実施できる身近な省エネルギーの方法や効果及び施設利用者が自らの省エネルギーの取組み等の実施状況を確認するためのチェックシートをとりまとめたもので、二酸化炭素の排出量が削減され、地球温暖化対策がいっそう推進されることを目的としています。

本手引きは、「施設管理の手引き」と「施設利用の手引き」から構成され、うち、「施設管理の手引き」は、施設管理者を対象としたもので、施設管理者でなければ実施できない省エネルギー手法や、施設管理者として日頃から心がけたい事項を取りまとめています。また、省エネルギー対策の実施状況とその効果を確認するとともに、改善余地等を簡易に把握することができる省エネルギーチェックシートも添付しています。

▼省エネルギーチェックシートに入力すると

▼達成可能な省エネルギー量が算出できます

□あなたの施設の省エネ可能性度
・現在のあなたの施設の省エネ可能性度をエネルギー量とCO₂排出量・概算金額で示します。

入居者の協力を得て100%の実施率となった場合のさらなる省エネルギー量は、	35,872 MJ/年 ^{*)}
	1,102 kg-CO ₂ /年
	50,000 円/年 ^{**)}

☆本手引きは、保全業務支援システムからダウンロードできます☆

手順その1 システムへログインする (ここまでは、保全実施調査と同作業)

- ① <http://www.bimms.jp/bimms-n/> を入力・検索。
- ② この画面がでたら「保全業務支援システム」をクリック。
- ③ ユーザID、パスワードを入力します。
- ④ 契約IDを入力し、ログインします。

※ID及びパスワードについては上部機関にお問合せ下さい。

手順その2 「保全技術情報等提供」からファイルを取り出す

施設管理の手引き、施設利用の手引き、省エネルギーチェックシート、チェックシート入力注意事項、チェックシート記入要領・記入例の五つのファイルが対象です。

ここに
あります!

① 保全業務支援システムにログインすると、左側にメニューバーが現れますので、メニューの中から「保全技術情報等提供」をクリックします。

② 「マニュアル」のタグより、ファイルを選びダウンロードしてください。

官庁施設の利用の手引きの使用方法について、不明な点は、お気軽にご連絡ください。
九州地方整備局保全指導・監督室
保全指導係 092-476-3539

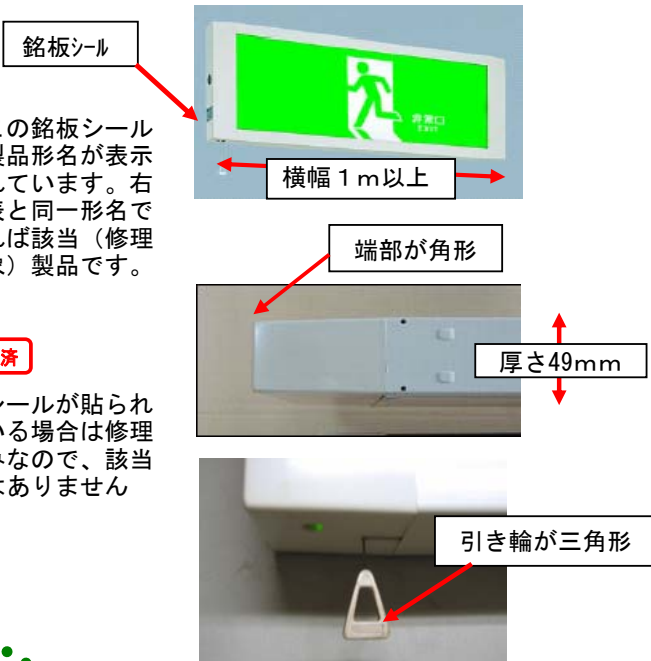
該当製品の
有無の確認を!

誘導灯の不具合情報

東芝ライテック(株)が平成2年7月から平成13年11月までに製造販売した誘導灯(一部、(株)遠藤照明ブランドで販売した製品を含む。)のうち、大型・薄型タイプの次の表の製品で、内蔵する安定器(蛍光灯点灯用装置)の寿命末期に極めてまれに発火する可能性があることが判明したとのことです。該当する製品については、無料で点検・修理するそうですので、該当する誘導灯の有無について確認し、該当する場合は、至急連絡が必要です。

東芝ライテック フリーダイヤル 0120-176-890 / FAX 0120-186-890
ホームページにも掲載しているそうですので、ご参照ください。(http://www.tlt.co.jp/)

《対象製品の見分け方》



※この銘板シールに製品形名が表示されています。右の表と同一形名であれば該当(修理対象)製品です。

TLT済

のシールが貼られている場合は修理済みなので、該当ではありません

	分類	製品形名	
大形 3:1 40W2灯用	一般タイプ	FBK-4207-100	
		FBK-4207-100H	
		FBK-4208-100	
		FBK-4208-100H	
		FBK-4207Z-100	
		FBK-4208Z-100	
		FBK-4217(N)-100	
		FBK-4217(V)-100	
		FBK-4218(N)-100	
		FBK-4218(V)-100	
		(株)遠藤照明ブランド*1	EHR14021L
		EHR24021L	
		点滅形	FBK-4207X-100
		FBK-4208X-100	
		FBK-4207XZ-100	
FBK-4208XZ-100			
誘導音付加 点滅	FBK-4207VX-DC-100		
FBK-4208VX-DC-100			
FBK-4207VXZ-100			
FBK-4208VXZ-100			
電源別置	FBL-4207-100		
FBL-4208-100			
FBL-4207Z-100			
FBL-4208Z-100			
特殊大形 5:1 40W1灯用	一般タイプ	FBK-4107-100	
		FBK-4107-100H	
		FBK-4108-100	
		FBK-4108-100H	
		FBK-4117(N)-100	
		FBK-4117(V)-100	
		FBK-4118(N)-100	
FBK-4118(V)-100			
(株)遠藤照明ブランド*1	EHR14011L		
EHR24011L			
特殊大形 3:1 35W1灯用	一般タイプ	FBK-3107-100	
		FBK-3107-100H	
		FBK-3108-100	
		FBK-3108-100H	
		FBK-3117(N)-100	
		FBK-3117(V)-100	
		FBK-3118(N)-100	
		FBK-3118(V)-100	

*1 東芝ライテック(株)が製造し、(株)遠藤照明ブランドで販売した器具の一部を含みます。



お済みですか? 建築物等の法定点検 ~建築設備の点検は2006年5月まで~

平成17年6月1日に建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律の一部が改正され、建築物等の敷地・構造、昇降機、建築設備について、定期点検が義務づけられました。官庁施設の場合、特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるもの、事務所その他これに類する建築物で階数2以上又は200㎡を超える建築物について、定期的に点検資格者に点検させなければなりません。詳しくは、前号(保全ニュース九州第11号)をご参照ください。

なお、点検を外部委託する場合の「建築点検業務委託仕様書(案)」が保全業務支援システムの「保全技術情報等提供」の「参考資料」のタグに掲載されていますので参考にしてください。

事務局
九州地方整備局管轄部 保全指導・監督室 保全指導係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3539
FAX 092-476-3488
E-メールアドレス hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251
〒852-8024 長崎市花園町26-11
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200
〒862-0971 熊本市大江3-1-53
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21